

[資料 4]

「高齢者の保健事業と介護予防の
一体的実施」の実施状況について

令和2年10月

山口県後期高齢者医療広域連合

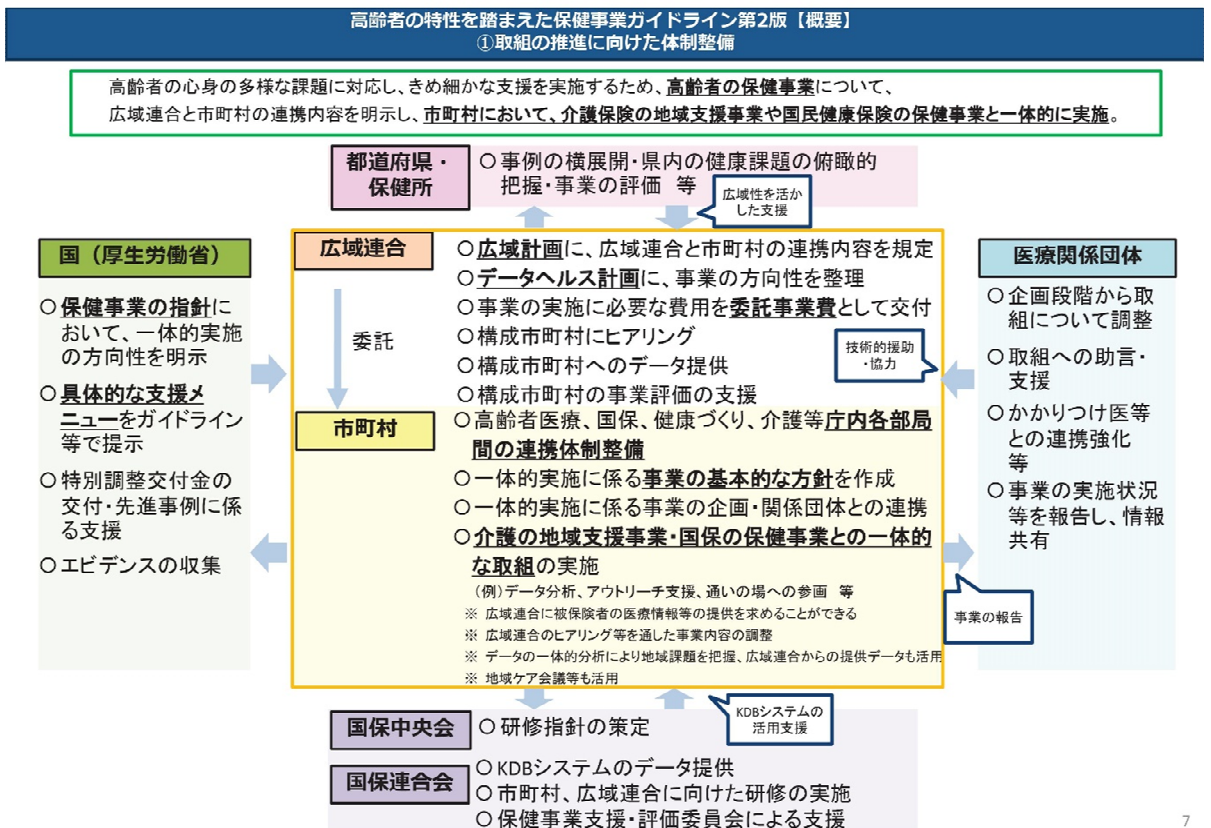
1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する経緯

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する経緯

年度	関連事項
平成20年度	後期高齢者医療制度の施行(4月)
平成26年度	日本老年医学会による「フレイル」の提唱(5月)
平成27年度	経済財政諮問会議 ◇フレイルに対する総合対策が言及される。(5月)、改革工程表にフレイル対策の推進が示される。(12月) 後期高齢者の保健事業のあり方に関する研究(厚生労働科学特別事業)報告書 ◇フレイルの概念整理、取組のエビデンス検討、ガイドラインの素案作成(～3月)
平成28年度	高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正(4月施行) ◇高齢者の特性に応じた保健指導等が広域連合の努力義務とされる。 経済財政運営と改革の基本方針2016閣議決定(6月) ◇「フレイル対策については、ガイドラインの作成等や効果的な事業の全国展開等により推進する。」 高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ(7月～) ◇WG(3回)、作業チーム(2回)、モデル事業実施
平成29年度	高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ ◇WG(2回)、作業チーム(2回)、モデル事業実施
平成30年度	高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ ◇高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン策定(4月) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する有識者会議(9～12月)
令和元年度	医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部改正(5月公布) ◇市町村において高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みの構築等 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進に向けたプログラム検討のための実務者検討班(5～9月) 高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ ◇高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン改定[第2版](10月)
令和2年度	医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部改正(4月施行)

(厚生労働省：高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について【概要版】より抜粋)

2 取組の推進に向けた体制整備



(厚生労働省：高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について【概要版】より抜粋)

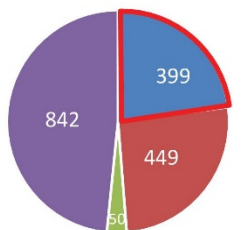
3 全国の取組状況

市町村回答：令和2年度受託開始予定の市町村は全体の22.9%。

広域連合からの後期高齢者の保健事業の受託（高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の受託）について（n=1,740）

○令和2年度から受託実施予定の市町村は399市町村（22.9%）。

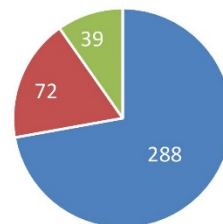
○実施時期未定と回答した市町村は843市町村（48.3%）。



- ① 令和2年度から実施する予定
- ② 令和3年度から実施する予定
- ③ 令和4年度から実施する予定
- ④ 実施時期は未定

市町村において令和2年度に一体的実施に係る予算措置を予定していますか。（n=399）

○令和2年度から一体的実施を開始予定の市町村のうち、当初予算または補正予算措置を予定しているのは360市町村（90.2%）



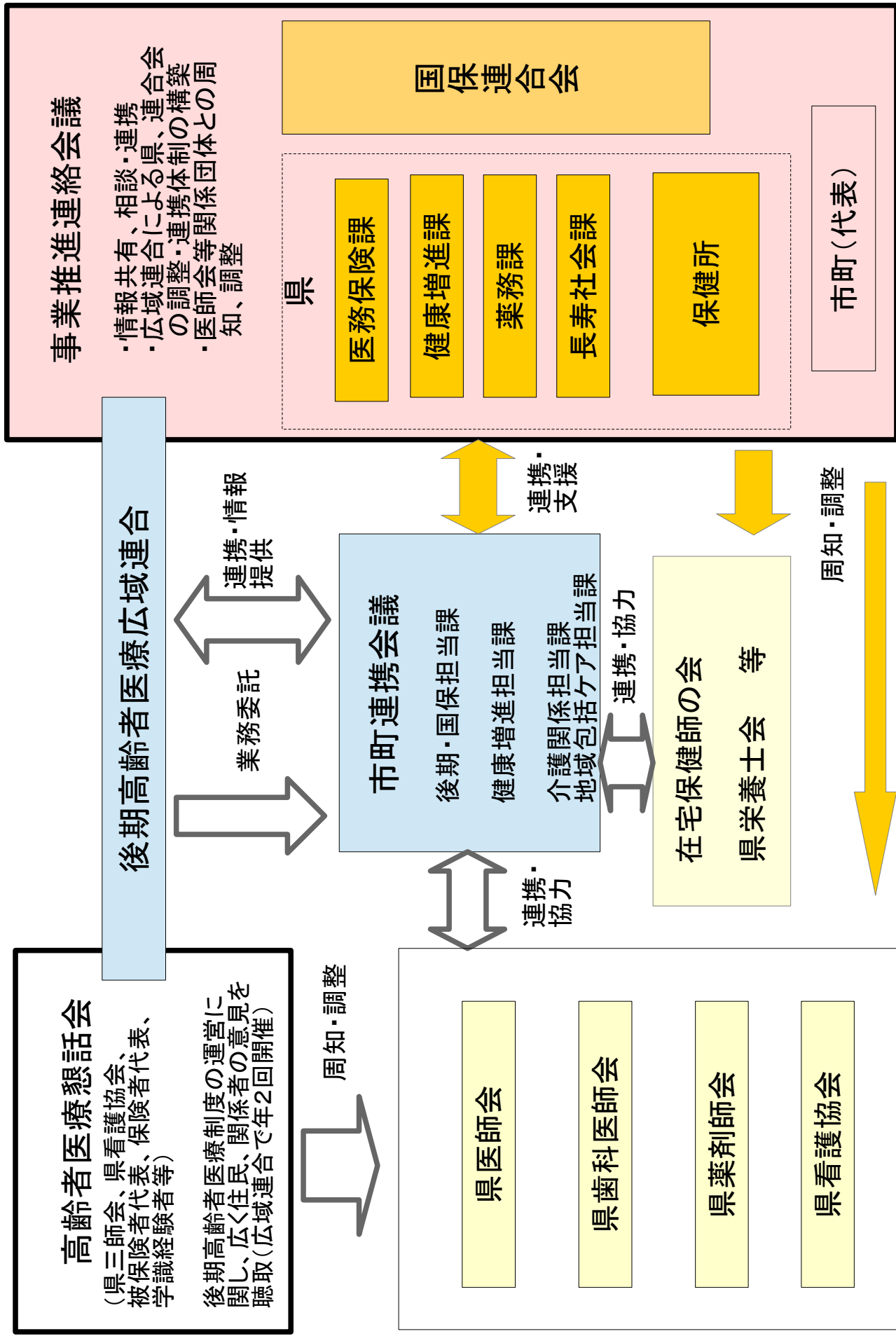
- ① 当初予算における措置を予定している
- ② 補正予算における措置を予定している
- ③ 具体的な検討は進んでいない

○ 各広域連合下の市町村の準備状況、開始時期にはばらつきがある。

	市町村数	R2開始		R3開始		R4開始		未定	
		n	%	n	%	n	%	n	%
1北海道	179	54	30.2	18	10.1	1	0.6	106	59.2
2青森	40	14	35.0	9	22.5	2	5.0	15	37.5
3岩手	33	6	18.2	13	39.4	7	21.2	7	21.2
4宮城	35	6	17.1	9	25.7	4	11.4	16	45.7
5秋田	25	12	48.0	6	24.0	0	0.0	7	28.0
6山形	35	2	5.7	3	8.6	3	8.6	29	82.9
7福島	59	21	35.6	18	30.5	3	5.1	17	28.8
8茨城	44	7	15.9	20	45.5	3	6.8	14	31.8
9栃木	25	8	32.0	10	40.0	1	4.0	6	24.0
10群馬	35	15	42.9	5	14.3	1	2.9	14	40.0
11埼玉	63	22	34.9	11	17.5	0	0.0	30	47.6
12千葉	54	12	22.2	18	33.3	0	0.0	24	44.4
13東京	62	4	6.5	11	17.7	2	3.2	45	72.6
14神奈川	33	9	27.3	11	33.3	0	0.0	13	39.4
15新潟	30	4	13.3	8	26.7	0	0.0	18	60.0
16富山	15	3	20.0	2	13.3	0	0.0	10	66.7
17石川	19	2	10.5	5	26.3	0	0.0	12	63.2
18福井	17	2	11.8	4	23.5	2	11.8	9	52.9
19山梨	27	0	0.0	2	7.4	1	3.7	24	88.9
20長野	77	26	33.8	29	37.7	0	0.0	22	28.6
21岐阜	42	10	23.8	15	35.7	0	0.0	17	40.5
22静岡	35	5	14.3	14	40.0	0	0.0	16	45.7
23愛知	54	8	14.8	12	22.2	1	1.9	33	61.1
24三重	29	4	13.8	4	13.8	0	0.0	21	72.4
25滋賀	19	3	15.8	8	42.1	0	0.0	8	42.1
26京都	26	15	57.7	7	26.9	0	0.0	4	15.4
27大阪	43	8	18.6	19	44.2	2	4.7	14	32.6
28兵庫	40	9	22.5	22	55.0	0	0.0	9	22.5
29奈良	39	3	7.7	12	30.8	0	0.0	24	61.5
30和歌山	30	2	6.7	3	10.0	3	10.0	22	73.3
31鳥取	19	9	47.4	4	21.1	0	0.0	6	31.6
32島根	19	3	15.8	3	15.8	0	0.0	13	68.4
33岡山	27	3	11.1	4	14.8	1	3.7	19	70.4
34広島	23	2	8.7	4	17.4	0	0.0	17	73.9
35山口	19	1	5.3	8	42.1	0	0.0	10	52.6
36徳島	24	4	16.7	8	33.3	3	12.5	9	37.5
37香川	17	5	29.4	6	35.3	0	0.0	6	35.3
38愛媛	20	5	25.0	11	55.0	1	5.0	3	15.0
39高知	34	0	0.0	5	14.7	1	2.9	28	82.4
40福岡	60	20	33.3	14	23.3	2	3.3	24	40.0
41佐賀	20	10	50.0	7	35.0	0	0.0	3	15.0
42長崎	21	7	33.3	7	33.3	0	0.0	7	33.3
43熊本	45	14	31.1	16	35.6	2	4.4	13	28.9
44大分	18	2	11.1	1	5.6	0	0.0	15	83.3
45宮崎	26	4	15.4	9	34.6	0	0.0	13	50.0
46鹿児島	43	8	18.6	9	20.9	1	2.3	25	58.1
47沖縄	41	6	14.6	7	17.1	3	7.3	25	61.0
全国計	1740	399	22.9	451	25.9	50	2.9	842	48.4

（厚生労働省：高齢者の保健事業保健事業と介護予防の一体的実施準備状況調査結果より抜粋）

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施・推進体制



市町における取組イメージ

企画・調整等を担当する医療専門職を配置

事業の企画・調整等
KDBを活用した分析
医療関係団体等との連絡調整

- ※正規職員を念頭(専従)
- ※各市町村に1名を想定
- ※保健師等



KDBシステム

医療
レセ

健診

介護
レセ

要介護
認定

+

後期高齢者の
質問票・フレ
イル状態の
チェック

分析

事業の企画・調整、地域の健康課題の分析・対象者の把握

ボランティア
組織との連携
等を検討

(1) と (2) は両方実施すること!

(1) 高齢者に対する個別的支援
(ハイリスクアプローチ)

※ア～ウいずれか1つ以上を実施

ア 低栄養防止・重症化予防の取組

低栄養・筋量低下等による心身機能の低下の予防・生活習慣病等の重症化予防等を行うため、かかりつけ医等と連携しながら、医療専門職による立ち寄り型の相談や訪問相談・保健指導等を実施
(a) 栄養・口腔・服薬に関わる相談・指導
(b) 生活習慣病等の重症化予防に関わる相談・指導
※ (a) と (b) 両方実施すること。

イ 重複・頻回受診者、重複投薬者等への相談・指導の取組

レセプト情報等により抽出した重複・頻回受診者、重複投薬者、併用禁忌薬がある者及び多量投薬者に対する、医療専門職による適正受診・適正服薬の促進のための訪問指導を実施

ウ 健康状態が不明な高齢者の状態把握、必要なサービスへの接続

医療や介護サービス等につながっておらず健康状態が不明な高齢者や閉じこもりの可能性がある高齢者等を抽出
↓
抽出した高齢者に対するアウトリーチ支援を行い、健康状態や心身機能をチェックリスト等により把握し、相談・指導を実施

(2) 通いの場等への積極的な関与等
(ポピュレーションアプローチ)

※ア～ウの事業を実施

ア
通いの場等において、フレイル予防の普及啓発活動や運動・栄養・口腔等のフレイル予防などの健康教育・健康相談を実施

イ
通いの場等において、後期高齢者の質問票などで、フレイル状態の高齢者等を把握し、低栄養や筋力低下等の状態に応じた保健指導や生活機能向上に向けた支援等を実施

ウ
通いの場等での取組において把握された高齢者の状況に応じて、健診や医療の受診勧奨や介護サービスの利用勧奨などを実施

地域を担当する医療専門職

市町内の各地域(日常生活圏域)において、通いの場等への積極的な関与や個別訪問等を行う

- ※常勤・非常勤を問わない
- ※医療関係団体・民間への委託可
- ※保健師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等

事業の評価

※費用は、広域連合から市町村へ委託事業費として支払い。財源は、保険料を基本として、国は特別調整交付金で支援。

＜参考資料＞ 令和2年度特別調整交付金交付基準・算定省令第6条第9号関係(令和2年3月27日)
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る事業についてのQ&A(令和2年3月27日)

6 特別調整交付金交付基準のポイント

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進するための 「特別調整交付金交付基準」のポイント

1 交付の対象となる事業の要件

- ・広域連合が一体的実施等の保健事業を市町村に委託
- ・委託を受けた市町村は次の医療専門職を配置して事業を実施
 - ①健康課題の把握・分析、事業の企画・調整・分析、評価等を行う保健師等の医療専門職
※専従の正規職員を念頭(企画・調整等の一環として関連業務に従事することは可)
 - ②各地域(日常生活圏域)において個別訪問等や通いの場等への積極的関与の支援を行う医療専門職(保健師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等)
※常勤、非常勤ともに可
- ・事業の実施に当たって、関係機関、関係団体に委託することも可

2 交付額

広域連合が市町村に委託事業費を交付。委託事業費の2/3を特別調整交付金で支援

- ① 企画・調整等の業務に要する費用
→市町村毎に交付基準額580万円の2/3を上限
- ② 個別的な支援や通いの場等への関与等の業務に要する費用
→事業を実際に実施する日常生活圏域ごとに交付基準額350万円の2/3を上限、及びその他経費として交付基準額50万円の2/3を上限

※委託事業費の1/3は特別調整交付金(保険者インセンティブ)で支援

【企画・調整等を担当する医療専門職】

市町村ごとに1人分の委託事業費を交付

正規職員を念頭(専従)
保健師等

(1) 事業の企画・調整等

- ・KDBシステムを活用した分析・健康課題の明確化
- ・庁内外の関係者間の調整、地域医療関係団体との連携
- ・事業全体の企画・立案・調整・分析
- ・通いの場等への関与に向けた事業計画の策定
- ・国保保健事業(重症化予防など)と連携した事業計画の策定
- ・かかりつけ医等との進捗状況等の共有

(2) KDBシステムを活用した地域の健康課題の分析・対象者の把握

- ・医療、健診、介護情報等を整理・分析、重点課題の明確化
- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の分析結果も活用して、地域健康課題の整理・分析
- ・医療・介護の情報を分析し、支援対象者の抽出と事業へのつなぎ



(3) 医療関係団体等との連絡調整

- ・事業の企画段階から相談等
- ・事業の実施後においても実施状況等について報告

【地域を担当する医療専門職】

日常生活圏域ごとに1人分の委託事業費を交付

常勤・非常勤いずれも可
保健師、管理栄養士、歯科衛生士、
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等

※個別的支援と併せて、通いの場等への関与(ポピュレーションアプローチ)を実施

●高齢者に対する個別的支援(ハイリスクアプローチ)

ア 低栄養防止・重症化予防の取組(かかりつけ医と連携したアウトリーチ支援)

- (a) 栄養・口腔・服薬に関わる相談・指導
- (b) 生活習慣病等の重症化予防に関わる相談・指導

イ 重複・頻回受診者、重複投薬者等への相談・指導の取組

ウ 健康状態が不明な高齢者の状態把握・受診勧奨等・必要なサービスへの接続

●通いの場等への積極的な関与(ポピュレーションアプローチ)

ア フレイル予防の普及啓発、運動・栄養・口腔等取組等の健康教育・健康相談を実施

イ フレイル状態の高齢者を把握し、低栄養や筋力低下等の状態に応じた保健指導や生活機能向上の支援等を行う。

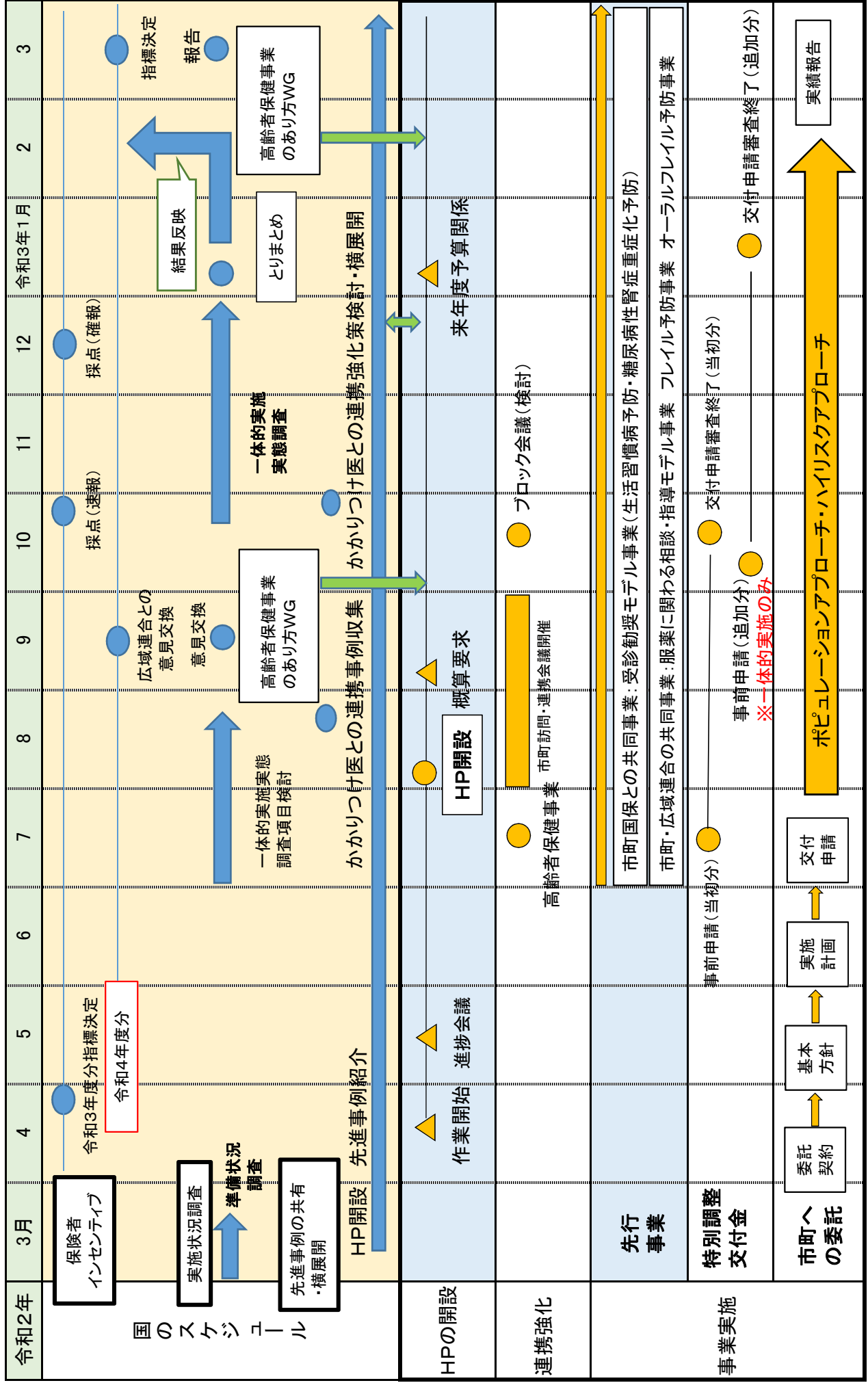
ウ 取組により把握された高齢者の状況に応じて、健診や医療の受診勧奨、介護サービスの利用勧奨などを行う。

介護予防
(地域リハビリテーション活動支援事業等)の取組と一体的に実施

13

(厚生労働省：高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について【概要版】より抜粋)

一体的実施関係・年間スケジュール



8 令和2年度保健事業と介護予防の一体的実施関連事業（計画）

令和2年9月

項目	事業名	事業内容	備考
実施体制の整備			
情報発信基盤の整備	HPの作成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域連合の取組状況 <ul style="list-style-type: none"> ・KDBの活用事例(地域課題の分析例等) ・広域の事業実施結果(重症化予防、オーラルフレイル等) ・訪問健康相談事業結果(保健指導) ・市町基本方針参考例 ・委託契約書参考例 ○ 国情報(国へのリンクを含む) <ul style="list-style-type: none"> ・一体的な実施概要版(R2. 4) ・国の会議資料(R2. 2) ・Q&A ○ 基本情報 <ul style="list-style-type: none"> ・保健事業ガイドライン ・特別調整交付金交付基準等 	広域連合HP内に作成
県・市町・広域連合等の連携強化	高齢者保健事業推進連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国情報の整理 ○ 本年度の取組事業等 ○ 3年度以降の事業推進 等 	
	市町訪問等	<ul style="list-style-type: none"> ①市町の関係部課との意見交換(8月～9月) ②ブロック会議の開催を検討(モデル実施) 	
先行モデル事業等(※新型コロナウイルスの感染状況に配慮の上)			
市町国保との共同事業	①受診勧奨モデル事業(生活習慣病予防・糖尿病性腎症重症化予防)	国保の取組拡大を推進するため、国保ヘルスアップ支援事業と連携実施。対象者へ文書による受診勧奨を行う。	実施:7市町
市町・広域連合の共同事業	②服薬に関わる相談・指導モデル事業(ハイリスクアプローチ)	服薬に課題がある対象者に対して、服薬状況改善に向けた保健指導を、医療関係団体と連携して行う。	実施:6市町
	③フレイル予防モデル事業(ポピュレーションアプローチ)	通いの場等を活用して、フレイルに関する講義・保健指導等を行う。必要に応じて地域包括支援センター等へ情報提供を行う。	実施:5市町
	④オーラルフレイル予防モデル事業(ポピュレーションアプローチ)	通いの場等を活用して、オーラルフレイルに関する講義・保健指導等を行う。必要に応じて地域包括支援センター等へ情報提供を行う。	実施:6市町
一体的実施市町の支援			
市町への事業委託	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	低栄養防止事業 生活習慣病(高血圧、脂質異常症)重症化予防事業 健康教育・健康相談の実施	実施:1町

【事業名】①受診勧奨モデル事業（生活習慣病予防・糖尿病性腎症重症化予防）（案）

【目的】

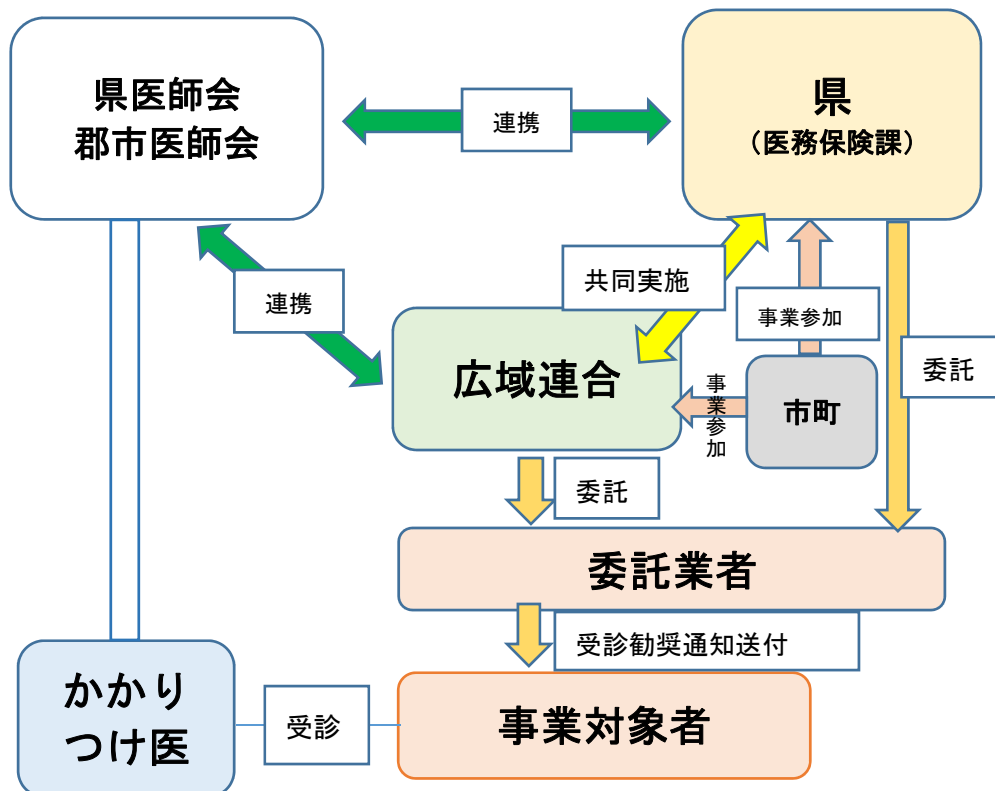
各市町における高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施への取組推進に資するため、本広域連合では、下記によるモデル事業を実施する予定にしている。

本事業は、山口県医務保険課で本年度事業として計画されている、「山口県国保ヘルスアップ支援事業 受診勧奨モデル事業（案）」との共同実施とし、国民健康保険において、県事業に参加予定の市町について、本広域連合で実施するモデル事業の対象とし実施予定

【事業内容】

事業名	受診勧奨：生活習慣病予防	受診勧奨：糖尿病性腎症重症化予防
対象者	健康診査の結果、受診勧奨判定値を超えている者で、医療機関の未受診状態が継続している者	県版糖尿病性腎症重症化予防プログラム対象者のうち、「未受診者」「受診中断者」
内容	対象者のレセプト及び健診結果等を分析し、受診特性等を把握し、ソーシャルマーケティング技法、ナッジ理論を用いた通知文書で受診勧奨を行う。	
実施方法	広域連合が業者等に一括して業務委託	
評価指標	医療機関受診率	
費用負担	全額広域連合負担（市町の予算計上は不要）	
実施期間	令和2年度下半期（国が認めれば令和3年度まで）	

【事業実施体制（案）】



【事業名】服薬に関わる相談・指導モデル事業

【事業の目的】

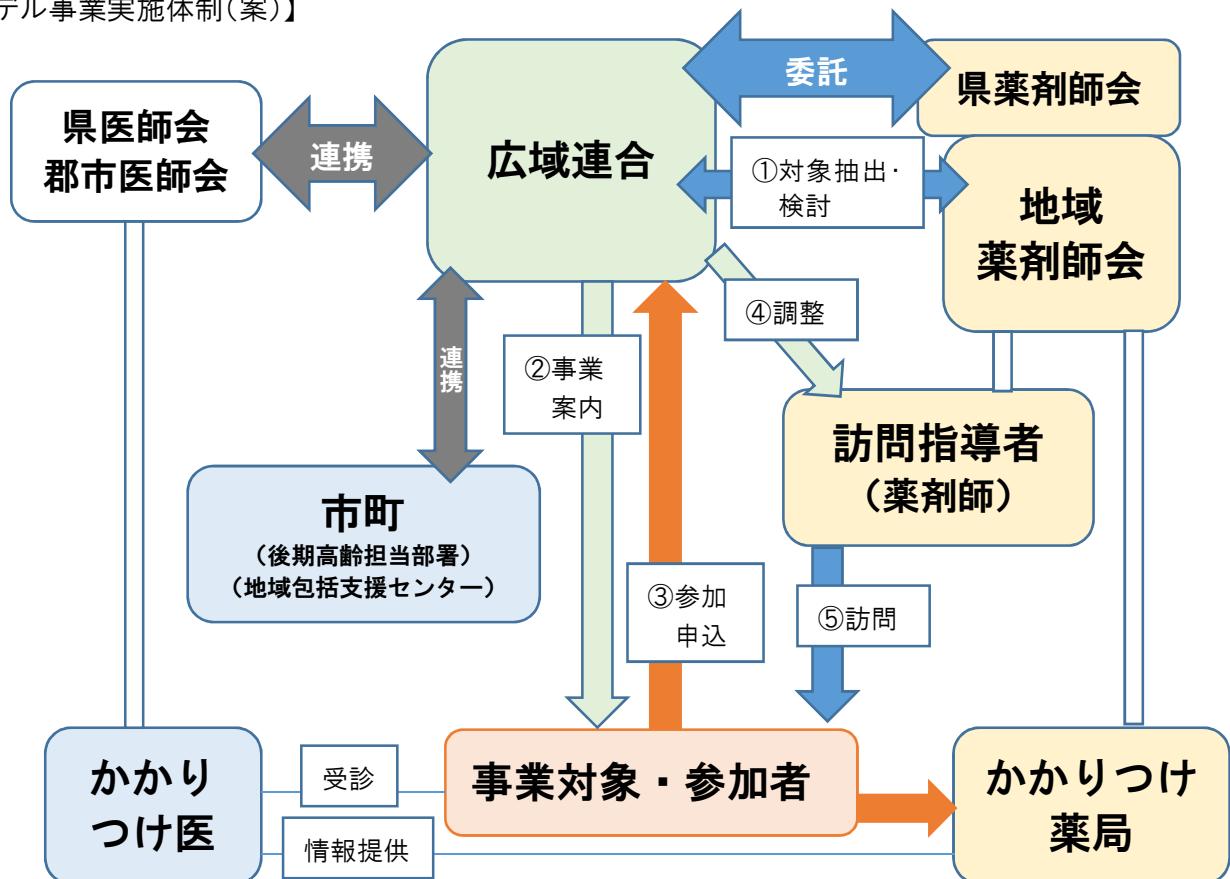
薬剤の服薬状況(重複処方等)を評価し、ポリファーマシーの回避、服薬アドヒアランスの向上を目指す。

※ポリファーマシー及び服薬アドヒアランスの用語解説については当ページ下部に記載

【事業内容】

服薬に課題のある対象者に対して、服薬状況改善に向けた保健指導を県薬剤師会等への委託にて行う。また、フレイルリスクが高く、介護予防・日常生活支援総合事業への接続が必要な場合は、地域包括支援センター等へ情報提供を行う。

【モデル事業実施体制(案)】



【市町の役割】

- (1) 広域連合と事業の企画についての協議
- (2) 関係部署(介護部署、地域包括支援センター等)との調整
- (3) (可能であれば)事業対象者の介護サービス利用状況の確認
- (4) 事業対象者からの問い合わせ対応
- (5)フレイルリスク者の情報提供後の対応(地域包括支援センター等への接続)
- (6)実施結果についての協議
- (7)今後の検討

【用語解説】

※ポリファーマシー :多くの薬を服用しているために、副作用を起こしたり、きちんと薬が飲めなくなったりしている状態

※服薬アドヒアランス:患者が医師から薬の副作用や効果について十分に説明を受けたうえで、積極的に治療に関わり、自分で責任をもって服薬する態度のこと

【事業名】③フレイル予防モデル事業

【目的】

通いの場等に医療専門職が関与することにより、高齢者が健康状態に関心を持ち、広くフレイル予防の重要性について浸透を図る。また、フレイル状態を含めた高齢者の健康状態を把握することで、必要なサービスに接続することを目指す。

【事業内容】

通いの場等を活用して、フレイルに関する健康教室を行い、自身のフレイルリスクを確認するとともに、身体機能の維持・改善に向けた保健指導を行う。また、「フレイル」への理解を深め、健康診査の受診勧奨も行う。

さらに、フレイルリスクが高く、介護予防・日常生活支援総合事業への接続が必要な方がいる場合は、地域包括支援センター等へ情報提供を行う。

- (1) フレイルに関する講義を行う。
- (2) 自身のフレイルリスクについて、「指輪っかテスト」や簡易な計測等（握力・身体組成計）で確認する。
- (3) フレイルリスクの評価を行うとともに、身体機能の維持・改善に向けた保健指導を行う。
- (4) フレイルリスク評価を通じて、必要があると判断される場合には、地域包括支援センター等へ情報提供を行う。
- (5) 3ヶ月後に、参加者に対してフォローアップのためのアンケート調査を行う。

【市町の役割】

- (1) 通いの場等の紹介
- (2) 通いの場等のキーパーソンとの連絡調整
- (3) その他、円滑実施のための支援

【調整が必要な関係機関】

県・郡市の医師会

【事業実施の流れ】

- (1) 広域連合が事業の企画書を作成する。
- (2) 広域連合と市町（介護部門・健康増進部門）で、事業の企画について協議を行う。
- (3) 広域連合と市町で、関係機関との調整を行う。
- (4) 市町の介護部門から、事業対象となる通いの場等を紹介してもらう。
- (5) 対象となる通いの場等に対し、事業勧奨を行い、日程調整を行う。
- (6) 通いの場等で、広域連合の専門職員が健康教室を実施する（可能であれば、市町の職員が同行。）。
- (7) 教室実施後、広域連合で地域包括支援センター等へ情報提供すべき参加者の有無を確認し情報提供を行う。
- (8) 広域連合で、健康教室の実施結果をまとめる。
- (9) 広域連合と市町で、実施結果について情報共有するとともに、改善点や今後の事業化について協議する。
- (10) 広域連合が3ヶ月後に参加者に対してアンケートを行う。
- (11) 広域連合がアンケート結果を集計する。
- (12) 広域連合と市町でアンケート結果について情報共有する。
- (13) 広域連合と市町で、県・郡市医師会（及び歯科医師会）へ報告する。

【事業名】④オーラルフレイル予防モデル事業

【目的】

オーラルフレイルについての知識を習得し、自身のオーラルフレイルリスクを確認し、保健指導による口腔機能の維持・改善と心身機能の低下を予防する。

【事業内容】

通いの場等を活用して、オーラルフレイルに関する健康教室を行い、自身のオーラルフレイルリスクを確認するとともに、口腔機能の維持・改善に向けた保健指導を行う。また、お口の健康診断の受診勧奨も行う。

さらに、フレイルリスクが高く、介護予防・日常生活支援総合事業への接続が必要な方がいる場合は、地域包括支援センター等へ情報提供を行う。

- (1) オーラルフレイルに関する講義を行う。
- (2) 自身のオーラルフレイルリスクについて、チェックシート（質問票）や簡易な計測等で確認する。
- (3) オーラルフレイルリスクの評価を行うとともに、口腔機能の維持・改善に向けた保健指導（お口の体操、唾液腺マッサージ等）を行う。
- (4) オーラルフレイルリスク評価を通じて、必要があると判断される場合には、地域包括支援センター等へ情報提供を行う。
- (5) 3ヶ月後に、参加者に対してフォローアップのためのアンケート調査を行う。

【市町の役割】

- (1) 通いの場等の紹介
- (2) 通いの場等のキーパーソンとの連絡調整
- (3) その他、円滑実施のための支援

【調整が必要な関係機関】

県・郡市の歯科医師会

【事業実施の流れ】

- (1) 広域連合が事業の企画書を作成する。
- (2) 広域連合と市町（介護部門・健康増進部門）で、事業の企画について協議を行う。
- (3) 広域連合と市町で、関係機関との調整を行う。
- (4) 市町の介護部門から、事業対象となる通いの場等を紹介してもらう。
- (5) 対象となる通いの場等に対し、事業勧奨を行い、日程調整を行う。
- (6) 通いの場等で、広域連合の専門職員が健康教室を実施する（可能であれば、市町の職員が同行）。
- (7) 教室実施後、広域連合で地域包括支援センター等へ情報提供すべき参加者の有無を確認し、情報提供を行う。
- (8) 広域連合で、健康教室の実施結果をまとめる。
- (9) 広域連合と市町で、実施結果について情報共有するとともに、改善点や今後の事業化について協議する。
- (10) 広域連合が3ヶ月後に参加者に対してアンケートを行う。
- (11) 広域連合がアンケート結果を集計する。
- (12) 広域連合と市町でアンケート結果について情報共有する。
- (13) 広域連合と市町で、県・郡市歯科医師会（及び医師会）へ報告する。